

広島県水道広域連合企業団管理規程第2号

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団の職の設置に関する規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(職員の職) 第3条 事務局に、次表に掲げる職を置く。				(職員の職) 第3条 事務局に、次表に掲げる職を置く。			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
事務局長	事務局	企業長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。		事務局長	事務局	企業長の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。	
経営部長	事務局	上司の命を受け、事務局の事務的事項について事務局長を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。		経営部長	事務局	上司の命を受け、事務局の事務的事項について事務局長を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	
技術部長	事務局	上司の命を受け、事務局の技術的事項について事務局長を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。		技術部長	事務局	上司の命を受け、事務局の技術的事項について事務局長を補佐し、部下の職員を指揮監督し、事務を整理する。	
				<u>課長</u>	<u>課</u>	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。</u>	

水道整備 担当監	課	上司の命を受け、担当する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
参事	課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	課	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
主事	課	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	課	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。

2 本部に、次表に掲げる職を置く。

職名	職の置かれる組織	職務	備考
課長	課	上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。	
センター長	水質管理センター	上司の命を受け、職員を指揮監督し、水質管理センターの事務を掌理する。	
水道整備 担当監	課	上司の命を受け、担当する事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
参事	課	上司の命を受け、命じられた課の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
主査	課	上司の命を受け	必要に

		<u>け、特定事項に関する事務に従事する。</u>	<u>応じ置く。</u>
主任	課	<u>上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
主事	課	<u>上司の命を受け、事務に従事する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
技師	課	<u>上司の命を受け、技術に従事する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
3 地方機関に、次表に掲げる職を置く。			
職名	職の置かれる組織	職務	備考
所長	所	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、当該機関の事務を掌理する。</u>	
次長	所	<u>所長を補佐し、当該機関における事務の調整に従事する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
課長	課	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。</u>	
事業所長	事業所	<u>上司の命を受け、職員を指揮監督し、事業所の事務を掌理する。</u>	
担当課長	課	<u>上司の命を受け、担当する事務を整理する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
参事	所	<u>上司の命を受け、命じられた所の事務を総括し、及び整理する。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>
課長補佐	課	<u>上司の命を受け、課長を補佐し、課の事務を総括し、</u>	<u>必要に応じ置く。</u>

		及び整理する。	
係長	係	上司の命を受け、係の事務を掌理する。	
主査	所	上司の命を受け、特定事項に関する事務に従事する。	必要に応じ置く。
主任	所	上司の命を受け、命じられた事務をつかさどる。	必要に応じ置く。
主事	所	上司の命を受け、事務に従事する。	必要に応じ置く。
技師	所	上司の命を受け、技術に従事する。	必要に応じ置く。
3 (略)	2 (略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。